

とめ 法人会 NEWS

平成29年7月31日発行

第81号

三滝堂ふれあい公園

三滝堂ふれあい公園は、北上川の支流、大関川の中流にあり、溪流の美しさや小鳥のさえずりを楽しめるゾーン、開放的な河原のゾーンなどが大自然の中にあります。

春は新緑の中で散策、夏は水遊びやバーベキュー、秋は芋煮会など、季節ごとに楽しみ方はいろいろで、週末には市内外からたくさんの方が訪れ、にぎわいをみせています。

目次

- P. 1 三滝堂ふれあい公園
- P. 2 登米法人会第5回定時総会が終了
- P. 3 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 4~5 働き方改革で何が変わっていくのか
- P. 6 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 7~8 会員企業リレー、法人会トピックス

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Tax

電子申告で効率的！

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。 ※事前にクレジット・銀行振込口座の届出が必要です。 ※届出書の届出から利用開始となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが！

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会 e-Tax キャンペーン 17年11月

法人会 法人会が会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に申し合わせ、注意事項があります。詳しくはホームページをご覧ください。 [イータックス](#) [検索](#)

第五回 定時総会を終了

新役員体制で平成二十九年年度事業をスタート!

平成二十九年年度第五回定時総会を、去る六月七日、迫町佐沼「ホテルニユーグランヴィア」を会場に開催いたしました。

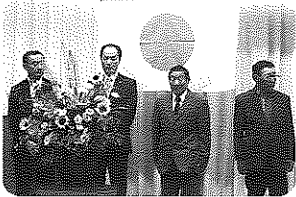
総会には、会員二十三社が出席して開会した後、平成二十八年度会員増強目標達成四支部や増強功労者、厚生制度推進目標達成者などの表彰が行われ、議案の審議に入りました。

提案された議案は、「平成二十八年度事業報告・収支決算承認の件」などの三議案と報告事項二件が上程され、全て原案通り可決決定されました。

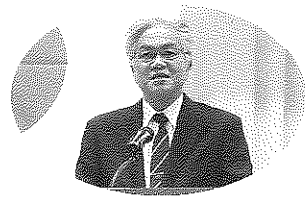
第5回 定時総会



第5回定時総会で挨拶する高田次雄会長



会員増強達成支部代表の皆様



祝辞・鈴木佐沼税務署長



会員懇談会風景

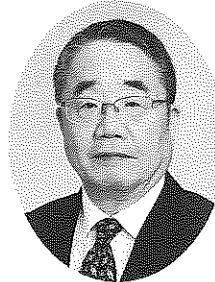


祝辞・藤井登米市副市長

また、第二号議案「任期満了に伴う理事・監事選任の件」では、各支部等推薦の理事・監事候補者が原案通り承認され、又、同会場で臨時理事会が開かれ、新会長に渡邊光悦氏、筆頭副会長に遠藤光則氏、副会長に菅原文之氏、工藤貞夫氏、専務理事に菅野幸一郎氏が選任されました。

総会終了後引き続き会員懇談会が開かれ、出席された来賓、会員企業の皆さんは、和気あいあいと親睦を深められました。

新役員紹介



会長
渡邊 光悦
(株)渡辺土建

去る六月七日第五回定時総会において、名誉ある第八代会長にご推挙賜り就任いたしました。

さて、私も法人会は、よき経営者めざすものの団体として、会員企業の経営支援や社会貢献事業を通して、地域社会の健全な発展に益々寄与していかなければならないと考えており、法人会を取り巻く課題は山積しており、ですが、会員企業皆様の、更なるご理解あるご支援をお願い申し上げ就任のにあいさついたします。

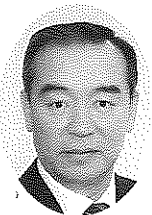
筆頭副会長 遠藤光則
(株)ハサマ事務機



副会長 菅原文之
(株)協和エレクトロニクス



専務理事 菅野幸一郎
(有)菅野新聞店



副会長 工藤貞夫
(有)工藤工務店



《理事》

- ◇熊谷敏明 (熊谷燃料住設(株)・佐沼)
- ◇伊藤秀雄 (伊豆豆田農産・佐沼)
- ◇伊藤俊郎 (有)若寿司・佐沼
- ◇太田陽平 (株)太田組・佐沼
- ◇高橋久寿 (株)北宮城自動車学校・佐沼
- ◇千葉吉男 (株)迫防災・佐沼
- ◇田口安浩 (田口酒販(株)・佐沼)
- ◇佐藤昌市 (有)シンエイ・佐沼
- ◇武川 毅 (武川(株)・佐沼)
- ◇後藤 正 (有)後藤工業・登米)
- ◇工藤清彦 (工藤建設(株)・登米)
- ◇山田 正 (山田運送(株)・東和)
- ◇飯塚哲朗 (株)北上食品工業・東和)
- ◇末永利宏 (株)又エナガ・東和)
- ◇江畑武志 (有)江畑物産・中田)
- ◇熊谷貞雄 (株)割煮くまがい・中田)
- ◇目下 俊 (有)目下三郎商店・中田)
- ◇後藤益美 (宮石運輸(株)・中田)
- ◇須藤正廣 (株)酒井寅雄商店・豊里)
- ◇只野佳昌 (株)只野組・豊里)
- ◇千葉政典 (株)千葉モーターズ・豊里)
- ◇藤欠孝一 (有)藤丸工業・米山)
- ◇今野秀俊 (有)今野商店・米山)
- ◇木村義夫 (有)木村商会・米山)
- ◇菊地雅幸 (有)エム・ケイ・石越)
- ◇鈴木 修 (株)鈴木土建・南方)
- ◇星 錦也 (株)星屋・南方)
- ◇小野寺忠雄 (有)小野寺土建・南方)
- ◇熊谷康之 (有)熊谷商店・津山)
- ◇山形英之 (株)山形屋商店・津山)
- ◇佐藤 剛 (株)大伸建設・青年部会)
- ◇飯塚敬子 (北上石油(株)・女性部会)

《監事》

- ◇及川富男 (有)末広会計事務所・佐沼)
- ◇千葉健一 (株)中田物流・中田)
- ◇加藤 亮 (有)加藤工務店・米山)

佐沼税務署 人事異動

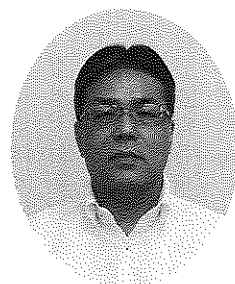
(H29.7.10付：敬称略：署外異動)

【転入】

- ▽署 長 鈴木 啓之 (関東信越国税不服審判所)
- ▽総務課総括上席 横田 雅俊 (米沢署管理運営)
- ▽総務課徴収官 坂屋 務 (築館署管理運営・徴収)
- ▽総務課総務係 種元 信治 (郡山署徴収)
- ▽個人課税統括官 藤井 尚文 (水沢署個人課税)
- ▽法人課税統括官 伊澤 崇夫 (いわき署法人課税)
- ▽個人課税調査官 高橋 良敬 (一関署個人課税)
- ▽法人課税上席 加藤 浩明 (気仙沼署法人課税)

【転出】

- ▽退 職 鈴木 芳樹 (署長)
- ▽釜石署管理運営徴収 工藤 秀晃 (総務課総括上席)
- ▽気仙沼署管理運営徴収 佐藤 浩二 (総務課上席)
- ▽仙台国税局広報広聴室 三浦 広美 (総務課主任)
- ▽古川署徴収部門 石亀 尚 (総務課上席)
- ▽相馬署個人課税統括官 工藤 正樹 (個人課税統括官)
- ▽仙台中署法人課税統括官 吉川 幸浩 (法人課税統括官)
- ▽気仙沼署個人課税 高橋 一成 (個人課税上席)



『着任のごあいさつ』

佐沼税務署長 鈴木啓之

本年の人事異動で佐沼税務署長を拝命し、このほど着任しました鈴木でございます。
登米法人会及び会員の皆様方には、e-Taxの普及拡大、租税教室をはじめとした税務行政全般につきまして、多大なるご支援・ご協力を賜っている」と鈴木前署長より伺い、大変

心強く感じているところです。税務行政を取り巻く環境が変化する中、今後とも、税務署の使命であります「適正かつ公平な課税と徴収の実現」に向けて、一つ一つの課題を乗り越えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立見安月額を表示したものです。

例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に對する納税額の目安率1.6%)となります。

| 区分 | 卸売業 (第1種事業) | | 小売業 (第2種事業) | | 農業、林業、 漁業、建設業、 製造業など (第3種事業) | | 飲食業など (第4種事業) | | 金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業) | | 不動産業 (第6種事業) | | |
|-------------------|----------------|-----------|----------------|------------|---------------------------------------|------------|------------------|------------|---|------------|-----------------|------------|------|
| | 年間課税 売上高 | 各月 売上高 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | |
| みなし仕入れ率 | 90% | | 80% | | 70% | | 60% | | 50% | | 40% | | |
| 売上に対する 納税額の目安率 | 0.8% | | 1.6% | | 2.4% | | 3.2% | | 4.0% | | 4.8% | | |
| 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 1,000 | 84 | 8 | 0.7 | 16 | 1.4 | 24 | 2.0 | 32 | 2.7 | 40 | 3.4 | 48 | 4.0 |
| 1,500 | 125 | 12 | 1.0 | 24 | 2.0 | 36 | 3.0 | 48 | 4.0 | 60 | 5.0 | 72 | 6.0 |
| 2,000 | 167 | 16 | 1.4 | 32 | 2.7 | 48 | 4.0 | 64 | 5.4 | 80 | 6.7 | 96 | 8.0 |
| 2,500 | 209 | 20 | 1.7 | 40 | 3.4 | 60 | 5.0 | 80 | 6.7 | 100 | 8.4 | 120 | 10.0 |
| 3,000 | 250 | 24 | 2.0 | 48 | 4.0 | 72 | 6.0 | 96 | 8.0 | 120 | 10.0 | 144 | 12.0 |

佐沼税務署 〒987-0511 登米市迫町佐沼字沼向 109 Tel.0220-22-2501(代表)

働き方改革で何が变わっていくのか 工程表から雇用・労務環境の変化を先読みする

特定社会保険労務士
小島 信一

働き方改革とは
何が、示された工程
表の概要とは

最近、「働き方改革」という言葉を、よく耳にします。ところが、その中身については、よく分らないというのが実情ではないでしょうか。残業をしない、育児・介護と仕事を両立させる、おそらくこういうことだろうな、という想像はできそうですが、具体的にどうしていいのか、全体像が見えてきません。

実は、首相官邸においては、総理大臣を議長に「働き方改革実現会議」を平成28年9月から10回に渡って行われており、最終回の本年3月28日に、

会議の成果のとりまとめを行っていません。

そこには、今後の改革スケジュールと、その内容が記載された工程表が発表されているのですが、その中身はかなりダイナミックな内容になっています。

今までの常識・価値観を、180度変えるような内容も含まれています。

働き方改革の 位置づけ

政府は、働き方改革を日本経済再生の「切り札」と捉えています。

改革することで、日本の企業文化、ライフスタイル、勤労観にまで踏み込んだものを目指しています。

なお、厚生労働省は、次のように宣言しています。

「働き方改革」は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものです。

厚生労働省では、女性も男性も、高齢者も若者も、障害や難病のある方も、一人ひとりのニーズにあった、納得のいく働き方を実現するため、「働き方改革」の実現に向けて取組を進めていきます。

「文化を変える」とあるので、この改革が、わが国の勤労（ライフ）スタイルを根底から変えるであろうという予測はつきます。

中小企業に
関わり深く、求められているものは？

(1) 同一労働同一賃金

わが国では、多くの会社が雇用形態別の労務管理をしており、処遇も形態別に変えています。

例えば、正社員には退職金はあるが、パートにはない、などが典型です。今後は、法整備も含めて職務内容、職務の成果・能力・経験等に照らして公正な評価をし、処遇していくことが求められます。

そのため、企業としては、一人ひとりの労働者に対して、キメ細かな観察をし、雇用形態のみで処遇を変えないような仕

組みづくりが求められます。

具体的には、賃金を年功的・社員優遇なものから、その「ヒト」の働きぶりや能力に応じたものに変えていくことが求められます。2018年度には、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法が改正され、正社員と同等な待遇を受けられるように、法整備がなされます。

(2) 長時間労働の是正

労働基準法が改正され、罰則付きの時間外労働上限規制が新設されます。

これにより、36協定の実効性を確保し、現在の青天井の残業時間を労使で決めた時間までしかできないように改正されま

す。このことにより、無理な納期の強要、過剰なサービスが無くなつてくるものと想像します。

中小企業にとつてはいくともありますが、労働者の1時間当たりの成果・生産性の向上をどう図っていくか、どう効率化していくか、が課題となつてきます。

(3) 副業・兼業の推進

工程表の中で、目を引くのが、「副業・兼業の推進に向けたガイドライン策定」という箇所です。

多くの会社には、就業規則の服務規律において「二重就業の禁止」をうたつており、さらに、副業した場合、懲戒規程により懲戒解雇までできるよう定めている会社が多いと思います。

今回のこの工程表によれば、今後、二重就業を推進していくことですので、企業の労務管理方法が大きく変わるようになるでしょう。

また、二重就業の場合、

労働時間のカウントはどうするのか、という問題もあります。

労働基準法では、その第38条1項において、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については、通算する」と定めています。

例えば、月曜日から金曜日までA社で1日8時間勤務した場合、この週は40時間の労働となりませんが、土曜日にB社で副業した場合、土曜日の勤務時間は週法定時間の40時間を超えてしまうため、残業時間となり、割増賃金の対象となつてしまうのです。

なお、昭和23年の旧労働省からの通達よれば、「法定時間外に使用した事業主は、法第37条に基づき、割増賃金を支払わなければならない」としており、今後、二重就業を進めた場合、実務上、果たしてその時間を把握できるのか、等の問題が残ります。

なお、今般発表された工程表においては、それぞれの課題に対して、時間軸でいつまでに達成させるのかの表が記載されており、副業推進は今から10年後の2027年には希望する者の全員が副業・兼業できる社会にすることを目指しています。

また、今回なぜ、副業・兼業を政府が積極的に推進するようになったのかですが、次のような説明がされています。

諸外国では副業・兼業を通じた起業が開業率の向上にも寄与しており、新たな技術の開発、オープンイノベーション、起業の手段や第2の人生の準備としても有効である。

このためガイドラインの策定やモデル就業規則の改定など副業・兼業の普及を図るとともに、副業・兼業を通じた創業・新事業の創出に関する好事例の横展開を図る。

その際、長時間労働を招かないよう、労働時間管理の在り方についても

整理する。

どうやら、副業・兼業を、起業の起爆剤にしたいようです。

(4) 外国人材の受け入れ

労働力不足が懸念されるわが国では、今後、好むと好まざるにかかわらず、外国人の活用を検討することが必須となりそうです。

工程表の中にも、この分野の記述があります。

従来どおり、専門的・技術的分野については、積極的に受け入れることとし、新たに「強い農業」を指すとして農業分野においても専門外国人を雇用することとしています。

また、移民政策と誤解されないよう、他の職業分野にも外国人労働者の活用が進んでいきそうです。

現在、人手不足が続いています。今後、中小零細企業においても外国人の雇用を検討する機会が増えそうです。

(5) 生産性向上の支援

工程表は、企業に規制をかけるメニューばかりではありません。

今後、企業は時間当たりの生産性を上げ、労働時間を短縮して、様々な環境にある労働者を雇用することが求められていきます。政府により「生産性向上実現の後押し」が行われます。

具体的には、雇用関係助成金に生産性向上の指標を作り、優遇しようとする仕組みや、地域の金融機関による事業性評価の仕組みが設けられます。つまり、この施策に乗って行くという企業は、さらなる発展が見込めるのです。今回の工程表が発表されたことにより、様々な影響が出そうです。

今後の法改正にも、注意が必要です。下記サイトを参照し、推移を見極めていくことが欠かせません。

宮城県地方税滞納整理機構が県登米合同庁舎にも 設置される予定です!!

平成21年度に宮城県と県内24の市町村が、個人住民税を含む市町村税の収入未済額の縮減と市町村税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的として、宮城県庁内に「地方税滞納整理機構(地方税徴収対策室)」を共同で設置しました。

また、平成27年8月には、新たな県と市町村の協働徴収体制の在り方を検討するため、県と市町村及び関係機関とで構成する「地方税協働徴収在り方検討会」を設置し、これまで検討を重ね、滞納整理機構を県内2か所に設置して、平成32年度まで延長する検討結果を取りまとめ、平成28年11月に滞納整理機構本部会議で承認されました。

検討の方向性

市町村税の徴収体制の課題を踏まえ、「市町村の徴収体制の充実」、「徴収職員の育成・徴収技術の向上と継承」、「地域連携・協働徴収体制の強化」を重点検討項目として、県と市町村の協働徴収対策としての実働組織については、地方税滞納整理機構(地方税徴収対策室)をベースとして徴収職員の知識・技術の一層の向上を図るとし、人材育成につながる方策を講じるとして、次の2つを集中的に検討しました。

人材育成に重点を置いた協働徴収対策

市町村の自立した徴収対策の実現

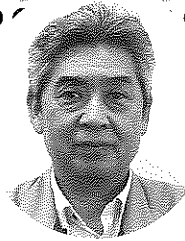
分散型による地方税滞納整理機構への移行

具体的な県と市町村の協働徴収体制について検討した結果、地方税滞納整理機構については、市町村職員の一層の人材育成と滞納整理の効率性向上を図るため、実働組織として県庁内に設置している地方税徴収対策室に加え、県登米合同庁舎内に新たに駐在を置くこととする検討結果になりました。

分散型滞納整理機構移行への主な検討結果

- ① 現在の地方税徴収対策室を2か所に置き、担当地区は、県中南部と県北部とする。
- ② 地方税徴収対策室は県庁内に存続させて県中南部を担当し、県北部は地方税徴収対策室の駐在として登米市(県登米合同庁舎内)に置く徴収組織が担当する。
- ③ 地方税滞納整理機構へ参加する市町村は、原則として職員を地方税徴収対策室へ派遣することとし、職員の派遣が困難な市町村については、出張型勤務による参加も可能とする。
- ④ 機構の設置期間は、平成30年度から32年度までの3年間とする。
- ⑤ 事務の分担は、県職員は指導・監督を、市町村職員は原則として地元移管案件の整理を行う。
- ⑥ 地方税徴収対策室において、案件移管の有無にかかわらず、高度な技術を要する不動産等の換価・公売を行うほか、市町村での滞納整理への助言や捜索の同行などの支援も行う。

「ものづくりの原点はお客様第一から」



《佐沼支部》
トヨタテツ東北株式会社
代表取締役 榎村 健司 氏

「お客様第一」をものづくりの原点として、「変革する勇氣と情熱」で夢にチャレンジするトヨタテツ東北株式会社様を訪問しました。

TOYOTETSU MIND

三つの第一「お客様第一・安全第一・品質第一」を行動の原点として、愚直に、地道に、徹底的に追求する人間性尊重の企業を目指します。

トヨタテツ東北(株)様は、豊田鉄工(株)100%子会社として平成22年9月に創立され8年目に入ります。

榎村社長さんに、この地に工場を新設された経緯をお聞きしますと、トヨタ自動車東日本(株)岩手工場と宮城大衡工場を結ぶ中間点に自動車部品供給場所の建設を模索している時に県と市からの誘致に合致したためと話されます。

会社の事業内容は、約3万点に及ぶ自動車部品の中のブレーキ、シャシー系の機能部品、ボデー部品を手がけているようで、代表部品としてセンターボデーピラー、サイドメンバー、ブレーキペダルなどを製造しているそうです。

従業員数は、約330名で製造に季節変動があるため50名程が契約社員となっているそうです。

社風は、社員一丸となって非常に困難な課題に取り組む風通しの良さがあり、若手社員や中途社員であっても自由に発言・提案できるフラットな環境で、チャンスが多く遣り甲斐のある風土に繋がっているといいます。

最後に、当社は製造業であるので、「体力」「やる気」のある方は、進んで採用したいと榎村社長さんは結んで下さいました。今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス

佐沼支部 税務研修会を開催！

佐沼支部恒例の平成二十九年年度税務研修会が、五月十五日登米市迫町のお食事処「小竹」を会場に開催されました。

講師には、佐沼税務署・吉川幸浩 統括国税調査官を招いての研修で、吉川統括官は、「平成二十九年年度税制改正のポイント」、平成三十一年十月消費税率引き上げに伴う「消費税の軽減税率制度」について熱心に講習されました。

出席された支部会員の皆さんから、研修時間が足りなくももう少し時間が欲しかったとの要望が話されました。



吉川佐沼税務署 統括官



税務研修会講習風景

女性部会 全国女性フォーラムに参加！

去る四月七日、第十二回法人会全国女性フォーラム・鹿児島大会が開催され、会場の鹿児島市の城山観光ホテルに、全国から一七〇〇名の女性部会員が参加。「輝け女性！その風は南から」をキャッチフレーズに鹿児島県内の女性部会より租税教育など税の啓発活動や地域社会貢献活動への取組状況報告がありました。

当女性部会でも、小学生に税の仕組みや税の大切さを伝える租税教室や税に関する絵はがきコンクールを実施しておりますが、今後、更にその取り組みを充実していきたいと再確認してまいりました。



鹿児島大会式典風景

青年部会
平成二十九年通常総会を開催！



通常総会議事風景

佐藤新部会長

青年部会では、平成二十九年通常総会を、中田町「割烹くまがい」を会場に開催しました。

総会には、部員二十六名が出席し第一号議案平成二十八年事業報告・収支決算承認など三議案が提案され、全て原案通り承認。平成二十九年事業計画では、社会貢献事業三本柱の租税教室・エコキャップ運動・婚活支援事業を積極的に展開することを決定しました。

又、今年度は役員改選期にあたり、新部会長に佐藤 剛氏が就任。副部会長には、大畑好司・齋藤力両氏が選任されました。

公益社団法人 登米法人会青年部会 婚活支援事業

雨天決行

とめられぬこの出会い

とめこんGO

2017 10.28 Sat

受付 9:30

伊豆沼 農産

登米町 観光施設

迫町内 5台タイム

閉会 17:30

募集場所 登米市役所 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼中江2丁目6-1

会場 登米町 観光施設 伊豆沼農産 〒989-4601 宮城県登米市迫町新田前道149-7

主催 同窓会 (公社)登米法人会青年部会 TEL.0220-22-6617 http://www.tome-houjinkai.com E-mail tomegun@net.ne.jp

参加料 男性 5,000円 女性 2,000円

申込締切 2017年10月10日(火)18:00まで

申込書(裏面)に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送してください

参加者全員へ記念品プレゼント

申込者 登米市、登米中央商工会、みやぎ北上商工会、登米みなみ商工会、(公社)登米法人会佐沼支部、(公社)とめ青年会連所、H@IFM、まちナビ、シーアーツ(株)



パークゴルフプレー風景

上位入賞者の皆さん

女性部会
パークゴルフ大会

体力増進と部会員交流を目的に始めた今大会も11回目となり、今年は、加護坊パークゴルフ場を会場に開催。天候にも恵まれ、参加した19名は、和気あいあいと4コースをまわり、爽快な汗を流しました。結果は次の通り。(敬称略)

- 優勝 太田智恵子 (株)太田組
準優勝 高田 貞子 (株)高田商店
第三位 齋藤 節子 (有)齋藤建業



勢揃いした女性部会新役員の皆さん

女性部会
平成29年度通常総会

女性部会平成29年度通常総会が、ホテルサンシャイン佐沼を会場に開催されました。

今年度は役員改選期にあたり、飯塚敬子部会長をはじめ副部会長3名、幹事12名、監事2名が全員再任。平成29年度事業は、租税教室、税に関する絵はがきコンクールをより一層、積極的に推進していくことになりました。



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい